



平成 22 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ウッドフレンズ
代表者名 代表取締役 前田 和彦
(J A S D A Q ・ コード 8 8 8 6)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理部長 笹原 利明
電話 0 5 2 - 2 4 9 - 3 5 0 4

定款の一部変更及び会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、平成22年7月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」を平成22年8月26日開催予定の第28回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 定款変更の理由

当社は、株式会社大阪証券取引所「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」により、監査役会及び会計監査人の設置が求められることに伴い、監査役会及び会計監査人を設置し、これに対応する所要の変更を行うものであります。

その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 22 年 8 月 26 日
定款変更の効力発生予定日	平成 22 年 8 月 26 日

2. 会計監査人選任の件

(1) 会計監査人の選任理由

当社は、株式会社大阪証券取引所「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」により、監査役会及び会計監査人の設置が求められることに伴い、監査役会及び会計監査人を設置し、これに対応する所要の変更を行うものであります。

その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

(2) 会計監査人候補者の概要は次のとおりであります。

名 称	有限責任 あずさ監査法人
主たる事務所の所在地	東京都新宿区津久戸町1番2号
沿 革	昭和60年7月 監査法人朝日新和会計社設立 平成5年10月 井上斎藤英和監査法人(昭和53年4月5日)と合併、名称を朝日監査法人とする。 平成16年1月 あずさ監査法人と(平成15年2月26日設立)と合併、名称をあずさ監査法人とする。 平成22年7月 有限責任監査法人に移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人とする。
概 要	出資金 4,025百万円 構成人員 公認会計士 2,136名 会計士補 175名 新試験合格者 2,000名 その他職員 1,405名 合 計 5,716名 <p style="text-align: right;">(平成22年5月31日現在)</p>

(注) 有限責任 あずさ監査法人は、現在当社の金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の規定に基づく監査を行っております。

(3) 就任予定日

平成22年8月26日(第28回定時株主総会開催予定日)

以 上

【別紙】

定款新旧対比表

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>[機関]</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役 (新 設) (新 設)</p> <p>第5章 監査役 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第30条～第32条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計算 第33～第36条 (条文省略)</p>	<p>[機関]</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>[常勤の監査役]</p> <p><u>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>[監査役会の招集通知]</p> <p><u>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役の対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>[監査役会の決議の方法]</p> <p><u>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>[議事録]</p> <p><u>第33条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>第34条～第36条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>[会計監査人の選任]</p> <p><u>第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>[会計監査人の任期]</p> <p><u>第38条 会計監査人は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>第7章 計算 第39条～第42条 (現行どおり)</p>